

令和元年 第6回定例会

美 瑛 町 議 会 会 議 録

(第2号) 9月19日 開議

美 瑛 町 議 会

議 事 日 程 (第 2 号)

令和元年 第 6 回 美 瑛 町 議 会 定 例 会

令和元年 9 月 1 9 日 午 前 9 時 3 0 分 開 議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議案第 1 号 美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第 4 号 美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等に係る利用者負担に関する条例の一部改正について
- 第 4 議案第 5 号 美瑛町保育所条例の一部改正について
- 第 5 議案第 6 号 美瑛町へき地保育所条例の一部改正について
- 第 6 議案第 2 号 美瑛町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第 3 号 美瑛町税条例の一部改正について
- 第 8 議案第 7 号 令和元年度美瑛町一般会計補正予算について
- 第 9 議案第 8 号 令和元年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算について
- 第 1 0 議案第 9 号 教育委員会教育長の任命について
- 第 1 1 議案第 1 0 号 教育委員会委員の任命について
- 第 1 2 認定第 1 号 平成 3 0 年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 3 認定第 2 号 平成 3 0 年度美瑛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 4 認定第 3 号 平成 3 0 年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 5 認定第 4 号 平成 3 0 年度美瑛町農業研修施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 6 認定第 5 号 平成 3 0 年度美瑛町水力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 7 認定第 6 号 平成 3 0 年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 8 認定第 7 号 平成 3 0 年度美瑛町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 9 認定第 8 号 平成 3 0 年度美瑛町水道事業会計決算の認定について
- 第 2 0 認定第 9 号 平成 3 0 年度美瑛町立病院事業会計決算の認定について
- 第 2 1 報告第 1 号 平成 3 0 年度美瑛町健全化判断比率及び資金不足比率について
- 第 2 2 報告第 2 号 債権の放棄について
- 第 2 3 選挙第 1 号 選挙管理委員及び同補充員の選挙について

- 第 2 4 意見書案第 7 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
について
- 第 2 5 議員の派遣について
- 第 2 6 所管事務調査の申し出について

○出席議員（14名）

1番	保田	仁	議員	
2番	坂田	美香	議員	
3番	増山	和則	議員	
4番	濱田	洋一	議員	
5番	大坪	正明	議員	
6番	中村	俱和	議員	
7番	穂積	力	議員	
8番	桑谷	覺	議員	
9番	高田	紀子	議員	
10番	野村	祐司	議員	
11番	青田	知史	議員	
12番	山本	賢一	議員	
13番	八木	幹男	議員	
議長	14番	佐藤	晴観	議員

○欠席議員（0名）

○書記

事務局長 新村 猛 君
次 長 才 川 育 世 君

開議挨拶

○議長（佐藤晴観議員） おはようございます。定例会2日目、よろしくお願いたします。朝からちょっとインターネットの絡みなんですけども、僕は前回、5番の席に座らせてもらってですね、発言される方によっては、私の顔も映り込むと。私は油断してますんで、よく怒ってるのかっていう風なことを、町民の方とかインターネット見た方に言われたんですけども、その逆のパターンもありまして。僕としては何て言うんでしょう、笑顔がないような、議会と言いますか、僕らが笑顔がないと町民も笑顔になっていかないだろうという思いもありますんで。とはいえ、見方によっては違った見方もするような気もしますんで、これは生涯残ります、映像生涯残りますし、全世界に、大げさに言うと、大げさではないですけど全世界に配信されるものでございますので、ちょっと色々この人が発言したら俺が映るなどかこの演台があったらっていう部分もあるでしょう。もう段々分かってきてると思いますので、ちょっとだけ注意していただけたらなというふうに思っております。今日は内容盛りだくさんでございますので、よろしくお願いたします。

開議宣告

○議長（佐藤晴観議員） 本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は、14人であります。本日の議事日程は、印刷物で配布のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、7番穂積力議員と13番八木幹男議員を指名します。

日程第2 議案第1号 美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例の制定について

日程第3 議案第4号 美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等に係る利用者負担に関する条例の一部改正について

日程第4 議案第5号 美瑛町保育所条例の一部改正について

日程第5 議案第6号 美瑛町へき地保育所条例の一部改正について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第2、議案第1号、美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例の制定についての件、日程第3、議案第4号、美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等に係る利用者負担に関する条例の一部改正についての件、日程第4、議案第5号、美瑛町保育所条例の一部改正についての件及び日程第5、議案第6号、美瑛町へき地保育所条例の一部改正についての件を一括議題とします。これから各議案の提案理由の説明を求めます。初めに議案第1号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

平間保健福祉課長。

（保健福祉課長 平間 克哉君 登壇）

○保健福祉課長（平間克哉君） おはようございます。議案第1号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集につきましては1頁から31頁になります。条例改正要旨及び新旧対照表は別冊資料の1頁から36頁になります。今回の条例改正につきましては、子ども・子育て支援法の一部改正による施設等利用給付の創設に伴う字句の整理と、子ども子育て支援法施行令の一部改正による幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料の無償化に伴い、現行の1号及び2号認定子どもの食材料費が、原則、保護者負担となること等、子ども子育て支援制度が大きく変更となり、文言及び条項について大幅な整理が必要となることから、旧条例の全部を改正するものであります。最初に議案を朗読させていただき、その後、改正内容につきましてご説明をいたします。それでは議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

次に、別冊資料によりご説明をさせていただきますので、資料の1頁をお開き願います。1の制定の要旨につきましては、前段で説明いたしましたので説明を省略させていただき、2の制定（改正）の概要につきまして、ご説明申し上げます。今回の子ども・子育て支援法等の改正に伴う条例の改正については次の4点となります。1点目は施設等利用給付の創設に伴い、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改正するものです。2点目は3歳から5歳までの全ての子どもの利用料を無償とする改正となります。3点目は0歳から2歳までの子どもの利用料については従来の生活保護世帯に加えて住民税非課税世帯についても無償とする改正であります。4点目については現行の1号認定子ども及び2号認定子どもの食材料費が、原則、保護者負担となるが、年収360万円未満相当世帯及び全所得階層の第3子以降については免除とする改正となっております。3の施行期日につきましては、令和元年10月1日から施行しております。なお、別冊資料2頁から36頁の新旧対照表の説明は省略させていただきます。以上で、議案第1号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） 次に、議案第4号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、平間保健福祉課長。

○保健福祉課長(平間克哉君) 続きまして、議案第4号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集につきましては39頁から42頁になります。条例改正要旨及び新旧対照表は別冊資料の50頁から63頁になります。今回の条例改正につきましては、子ども・子育て支援法の一部改正による施設等利用給付の創設に伴う文言の整理と、子ども・子育て支援法施行令の一部改正により、幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料が無償化になることに伴い、本条例の一部を改正するものであります。最初に議案を朗読させていただき、その後改正内容につきましてご説明をいたします。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

それでは、別冊資料によりご説明させていただきますので、資料の50頁をお開き願います。1の改正の要旨につきましては、前段で説明をさせていただきましたので省略をさせていただきます。2の改正の概要につきまして、ご説明申し上げます。本条例の改正につきましては、次の3点となっております。1点目は施設等利用給付制度の創設に伴い、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改めるものです。2点目は3歳から5歳までの全ての子どもの利用料を無償とする改正となっております。3点目は0歳から2歳までの子どもについては、従来の生活保護世帯に加えて住民税非課税世帯の利用料を無償とする改正となっております。3の施行期日につきましては、令和元年10月1日から施行としております。なお、別冊資料51頁から63頁の新旧対照表の説明は省略をさせていただきます。以上で議案第4号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) 次に、議案第5号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

榎山保育センター施設長。

(保育センター施設長 榎山 尚代君 登壇)

○保育センター施設長(榎山尚代君) おはようございます。議案第5号、美瑛町保育所条例の一部改正についての提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集につきましては43頁になります。条例改正の要旨及び新旧対照表は、別冊資料の64頁から65頁になります。本条例の一部改正は、子ども・子育て支援法施行令の一部改正による美瑛町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業等に係る利用者負担に関する条例の一部改正に伴う改正と、児童福祉法の規定に基づく措置保育利用に対応するための文言の整理に伴い、条例の一部改正を行うものであります。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

別冊資料により説明を申し上げますので、別冊資料の64頁をお開きください。改正の要旨

につきましては、前段でご説明させていただきましたので省略させていただきます。2の改正の概要になります。(1)美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等に係る利用者負担額に関する条例の改正に伴い、保育料の徴収規定の改正を行うものです。(2)その他文言の整理を行います。なお、新旧対照表につきましてはご高覧をお願いいたします。以上で議案第5号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(佐藤晴観議員) 次に、議案第6号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

樫山保育センター施設長。

○保育センター施設長(樫山尚代君) 議案第6号、美瑛町へき地保育所条例の一部改正についての提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集につきましては、44頁から47頁になります。条例改正要旨及び新旧対照表は、別冊資料の66頁から71頁になります。本条例の一部改正は、美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等に係る利用者負担に関する条例の一部改正に伴う改正及び児童福祉法の規定に基づく措置保育利用に対応するための文言の整理、また、子ども・子育て支援法施行令の一部改正による幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料が無償化となることに伴う条例の一部改正を行うものであります。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

別冊資料の66頁をご覧ください。改正の要旨については、前段でご説明申し上げましたので省略させていただきます。2の改正の概要になります。(1)3歳から5歳までの全ての子ども利用料を無償とする。(2)0歳から2歳までの子どもについては、従来の生活保護世帯に加えて住民税非課税世帯の利用料を新たに無償とします。(3)その他文言の整理を行います。新旧対照表につきましては、後ほどご高覧をお願いいたします。以上で議案第6号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(佐藤晴観議員) これで、4案件についての提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。初めに、4案件に関連する事項について総括質疑を許します。

(「はい」の声)

2番、坂田議員。

○2番(坂田美香議員) 議案4号についてですが、

○議長(佐藤晴観議員) 休憩します。

休憩宣告(午前 9時48分)

再開宣告(午前 9時48分)

○議長(佐藤晴観議員) それでは再開します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで4案件に関連する事項の総括質疑を終わります。

次に、議案第1号について質疑を行います。制定条例全文についての質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第1号についての質疑を終わります。

次に、議案第4号について質疑を行います。改正条例全文についての質疑を許します。

(「はい」の声)

2番、坂田議員。

- 2番(坂田美香議員) 第4号について質問します。町立保育所、へき地保育所の3号認定の利用料について、町独自で所得制限なく全階層で2分の1に軽減となっておりますが、新設の子ども園の1歳児6名、2歳児9名の定員予定が3号認定も同様の軽減となるのでしょうか。

(「はい」の声)

- 議長(佐藤晴観議員) 平間保健福祉課長。

- 保健福祉課長(平間克哉君) 3号認定につきましては、利用料としての部分についてはですね、保育所、へき地保育所等と同じように、これまで通りですね、これまで町が行っておいまして2分の1軽減を継続して行う形になっております。

- 議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

なしと認めます。これで議案第4号についての質疑を終わります。

次に、議案第5号についての質疑を行います。改正条例全文についての質疑を許します。

(「なし」の声)

なしと認めます。これで議案第5号についての質疑を終わります。

次に、議案第6号についての質疑を行います。改正条例全文についての質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第6号についての質疑を終わります。

以上で4案件についての質疑を終わります。

これから討論を行います。初めに議案第1号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第1号についての討論を終わります。

次に、議案第4号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第4号についての討論を終わります。

次に、議案第5号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第5号についての討論を終わります。

次に、議案第6号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第6号についての討論を終わります。

これから、日程第2、議案第1号の件を採決します。議案第1号、美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例の制定についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第1号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第4号の件を採決します。議案第4号、美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等に係る利用者負担に関する条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第4号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第5号の件を採決します。議案第5号、美瑛町保育所条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第5号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第6号の件を採決します。議案第6号、美瑛町へき地保育所条例の一部改正についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第6号の件は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第2号 美瑛町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第6、議案第2号、美瑛町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

高木住民生活課長。

(住民生活課長 高木 比斗志君 登壇)

○住民生活課長(高木比斗志君) おはようございます。議案第2号の提案理由につきまして、ご説明させていただきます。議案集につきましては32頁になります。条例改正の要旨及び新

旧対照表につきましては別冊資料37頁から39頁になりますので、あわせてご参照ください。今回の条例改正につきましては、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第152号）の施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要領（昭和49年自治振第10号）の一部改正されたことから、本条例の改正をするものでございます。最初に議案を朗読させていただきます、その後、改正内容につきましてご説明させていただきます。それでは議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

それでは、別冊資料の37頁の条例の改正の要旨より説明させていただきます。37頁をお開きください。1の改正の要旨につきましては、先ほど説明させていただきましたので省略させていただきます。2の改正の概要でございますが、印鑑登録をすることが不可能であった「旧氏であらわされた印鑑」及び「旧氏を組み合わせてあらわされた印鑑」について、登録をすることが可能になる旨の規定を追加し、それに関連する規定の整備を行うものです。3番の施行期日は令和元年11月5日からとなっております。新旧対照表の説明につきましては省略させていただきます。資料の説明を終わり、議案集の32頁に戻ります。附則からになります。この条例は、令和元年11月5日から施行する。以上、議案第2号の提案理由の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） これから、質疑を行います。改正条例全文についての質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第6、議案第2号の件を採決します。議案第2号、美瑛町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第2号の件は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第3号 美瑛町税条例の一部改正について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第7、議案第3号、美瑛町税条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

富田税務課長。

(税務課長 富田 敏博君 登壇)

○**税務課長(富田敏博君)** おはようございます。議案第3号の提案理由について、説明を申し上げます。議案集は33頁から38頁。改正要旨及び新旧対照表は、資料の40頁から49頁までです。今回の改正は、町税の減免に関する条例の見直しを行い、本条例に統合するとともに、地方税法の改正に伴い軽自動車税の環境性能割が創設されることから、本条例の一部を改正するものです。最初に議案を朗読させていただき、その後、改正内容について説明いたします。それでは、議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

次に、改正内容を資料により説明いたします。資料の40頁をお開きください。改正の要旨は冒頭で説明したとおりです。2の改正の概要の中で、主なものを説明いたします。なお、新旧対照表は42頁からですので、ご参照願います。まず、「町税の減免に関する条例」に規定されている町民税、固定資産税、軽自動車税等に係る条文を本条例に統合し、町税の減免に関する条例を廃止するもの、軽自動車税の環境性能割創設に伴う減免規定等を追加するもの、その他、条文の整備を行うものです。3の「町税の減免に関する条例」に規定されている条文の移行先については説明を省略させていただきます。4の施行期日は令和元年10月1日です。以上で、議案、第3号の提案理由の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○**議長(佐藤晴観議員)** これから質疑を行います。改正条例全文についての質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第7、議案第3号の件を採決します。議案第3号、美瑛町税条例の一部改正についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって議案第3号の件は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第7号 令和元年度美瑛町一般会計補正予算について

○**議長(佐藤晴観議員)** 日程第8、議案第7号、令和元年度美瑛町一般会計補正予算についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

小杉総務課長。

(総務課長 小杉 昌敏君 登壇)

○総務課長(小杉昌敏君) おはようございます。議案第7号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集は48頁から60頁になります。今回の補正の主なものは富良野線を含む維持困難線区において、JR北海道が行う設備投資に係る支援金の追加、幼児教育・保育無償化の実施に伴う施設型給付費負担金等の追加、地方創生推進交付金事業として採択されたインバウンド対策事業に係る丘のまちびえい活性化協会補助金の追加、プレミアム付商品券発行を補助する美瑛町消費活性化事業の実施、白金ビルケの駐車場拡幅工事費用の追加などであり、最初に議案条文を朗読し、その後、補正内容の説明をいたします。

(議案の朗読を省略する)

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出からご説明を申し上げます。議案集の53頁をお開き願います。歳出、第2款総務費、第1項総務管理費、第2目一般管理費、補正額277万7000円の追加です。内容はまちづくり寄附件数増に伴う返礼品等の発送に係る郵便料277万7000円の追加補正でございます。第7目地域振興費、補正額994万8000円の追加です。説明欄(1)のまちづくり委員会事業は、自治基本条例等の作成において、まちづくり委員会委員の拡大を図り、検討を進めるため追加する委員の報酬及び旅費で5万8000円の追加です。説明欄(2)の丘のまちびえい活性化協会補助金は、地方創生推進交付金が採択されたインバウンド対策事業として実施する体験型メニューの開発等に係る補助金で879万円の追加補正です。説明欄(3)の北海道鉄道利用促進環境整備事業は、JR北海道維持困難線区において、JRが実施する設備投資に対して沿線市町村等で支援に対する合意形成が図られたことから、JRに対する支援費用で110万円の追加補正です。第12目諸費、補正額613万5000円の追加です。説明欄(1)の過年度歳入過誤納還付金は、個人住民税及び国庫補助事業の事業費精算に伴う還付金で179万円の追加補正です。説明欄(2)のまちづくり寄附管理事業は、まちづくり寄附金の件数増に伴う返礼品及び公金代理納付システム利用料に要する費用で434万5000円の追加補正です。次に55頁になります。第3款民生費、第1項社会福祉費、第3目障害者福祉費、補正額96万5000円の追加です。地域生活支援事業における移動支援、日中一時支援事業の利用増に伴う委託料の追加補正です。第6目高齢者福祉住宅費、補正額19万9000円の追加です。南町高齢者福祉住宅の屋根及び外壁の修理に係る費用で19万9000円の追加補正です。第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費、補正額5020万7000円の追加です。説明欄(1)から(4)までは令和元年10月から実施される幼児教育保育の無償化等に伴う経費で(1)の施設等利用給付費事業は一時預かり利用料に係る給付費負担金で108万円の追加。(2)の幼児教育・保育副食費補助事業は、保育所、幼稚園等に係る副食費の補助金で110万4000円の追加。(3)の子ど

も子育て支援事業はシステム改修に係る委託料で624万8000円の追加。(4)施設型給付費事業は、幼児教育保育無償化及び幼稚園が認定こども園に移行することに伴う、施設型給付費等負担金の追加で4177万5000円の追加補正でございます。続いて第3目へき地保育所費、補正額380万円の追加です。現在建設を進めている美沢へき地保育所は、既存施設と隣接して建設されていることから、冬季間の落雪などの影響を考慮し、既存の美沢へき地保育所の解体工事を行うもので380万円の追加補正です。続いて第4款衛生費、第1項保健衛生費、第3目予防費、補正額85万4000円の追加です。法改正に伴い、健康管理システムの母子保健情報の利活用に係るシステム改修費85万4000円の追加補正です。第4目保健センター費、補正額2万7000円の追加です。保健センター、地下オイルタンクのオイルストレーナー取替に係る修繕費2万7000円の追加補正です。第6目環境衛生費、補正額143万4000円の追加です。合併処理浄化槽設置件数の増加に伴う、設置整備事業補助金143万4000円の追加補正です。次に、57頁になります。第7款商工費、第1項商工費、第2目商工業振興費、補正額2150万円の追加です。商工会が実施主体となるプレミアム商品券の発行に係る補助金で、1万円分の商品券1万セットの20パーセントのプレミアム分が2000万円、事務費に係る経費が150万円の合計2150万円の追加補正でございます。第3目観光費、補正額3337万7000円の追加です。説明欄(1)の観光センター運営管理事業は、北海道から払い下げの打診のありました、白金観光センター横のトイレ・建物等の購入費として14万円の追加補正でございます。(2)の花人街道連携事業は、美瑛町、上富良野町、中富良野町、東川町、東神楽町で広域で実施する道外での観光PR費用が、いきいきふるさと推進事業助成金に採択されたことから、120万円を追加補正するものでございます。

(3)のその他観光施設等管理事業は、青い池売店の電気料の増加に伴う追加で65万7000円の追加補正です。(4)の白金エリア再構築事業は、道の駅びえい白金ビルケの利用者の増加により駐車場が不足しているため、白金ビルケ駐車場の拡幅工事費用で3000万円の追加補正です。(5)の体験型観光推進事業は、地方創生推進交付金のインバウンド対策として実施する冬季間の体験事業に使用するスノーモービルの賃借料で、138万円の追加補正です。第6目イベント推進費、補正額140万円の追加です。丘のまちびえいヘルシーマラソン事業の精算による、事業費不足のため140万円の追加補正です。第2項、文化スポーツ振興費、第6目保健体育総務費、補正額40万円の追加です。第62回小学生中学生全国空手道選手権大会に出場した選手6名の大会派遣補助金で40万円の追加補正です。次に59頁になります。第8款土木費、第2項、道路橋梁費、第2目道路新設改良費、補正額1500万円の追加です。町道赤羽下宇莫別線の事業延伸、道路改良として延長130メートル延伸することによる工事費で1500万円の追加補正でございます。第5目交通安全施設費、補正額35万円の追加です。町内会等が実施する街灯のLED化改修に係る街路灯設置事業補助金の追加申請

分の補助金、35万円の追加補正です。第10款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費、補正額3万6000円の追加です。教職員の人間ドック受診者の確定に伴う負担金の追加補正です。第12款諸支出金、第1項普通財産取得費、第8目丘のまちびえいまちづくり基金費、補正額419万1000円の追加です。7月補正以降のまちづくり寄附金160件分、419万1000円を丘のまちびえいまちづくり基金に積み立てる補正でございます。次に、事項別明細書の歳入について説明をいたします。議案集の51頁にお戻り願います。歳入、第13款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目総務費補助金、補正額503万6000円の追加です。インバウンド対策事業の実施に係る地方創生推進交付金で503万6000円の追加です。第2目、民生費補助金、補正額4958万5000円の追加です。社会福祉費補助金の地域生活支援事業費補助金は移動支援事業及び日中一時支援事業の利用増に係る国庫補助金48万2000円の追加です。児童福祉費補助金のうち、説明欄1、子ども・子育て支援事業補助金は、幼児教育保育無償化に伴う各種システムの改修費に係る補助金で624万8000円の追加です。説明欄2の幼児教育・保育無償化臨時交付金は、幼児教育保育無償化に伴う一時預かり保育利用料の無償化分、及び青葉幼稚園の認定こども園への移行及び幼児教育・保育無償化に伴う認定こども園への施設型給付費に対する交付金で4285万5000円の追加です。第3目衛生費補助金、補正額78万4000円です。説明欄1、合併処理浄化槽設置費交付金は合併浄化槽設置件数の増加に伴う交付金の増で、21万5000円の追加。説明欄2の母子保健情報連携システム改修事業補助金は、健康管理システムの母子保健情報の利活用に係るシステム改修費に係る補助金で56万9000円の追加です。第14款道支出金、第2項道補助金、第2目民生費補助金、補正額24万1000円の追加です。移動支援事業及び日中一時支援事業の利用増に伴う道補助金24万1000円の追加です。第16款寄附金、第1項寄附金、補正額419万1000円の追加です。まちづくり寄附金160件分の追加です。まちづくり寄附金は8月27日現在で990件、2036万7560円であります。続きまして、第17款繰入金、第1項繰入金、補正額5万8000円の追加です。まちづくり委員会事業の追加補正に係る丘のまちびえいまちづくり基金繰入金でございます。第18款繰越金、第1項繰越金、補正額2030万6000円の追加です。平成30年度の繰越金は1億7439万7000円で今回の補正による繰越金の計上額は1億1756万7000円となり、繰越金の保留額は5683万円となっております。第19款諸収入、第5項雑入、補正額199万9000円の追加です。説明欄1の光熱水費は青い池売店使用者から電気料相当分として収入する65万7000円の追加補正です。説明欄2のいきいきふるさと推進事業助成金は、花人街道連携事業として実施する広域連携による、観光PR活動経費に対する助成金で120万円の追加補正です。説明欄3の多面的機能支払交付金事業返還金は、国庫補助事業の事業費精査に伴う還付金に係る活動組織からの返還金分で14万2000円の追加です。続き

まして、第20款町債、第1項町債、第2目民生債、補正額360万円の追加です。美沢へき地保育所の解体工事に係る辺地対策事業債360万円の追加です。第4目商工債、補正額5180万円の追加です。説明欄1のイベント交流推進事業債は、ヘルシーマラソン事業の事業費不足による、追加補正に係る過疎対策事業債ソフト分で140万円の追加です。(2)の商工業振興事業債はプレミアム商品券発行に係る美瑛町消費活性化事業に係る過疎対策事業債ソフト分で2040万円の追加です。(3)の白金エリア再構築事業債は、白金ビルケ駐車場の拡幅等工事に係る辺地対策事業債で3000万円の追加です。第5目土木債、補正額1500万円の追加です。赤羽下宇莫別線の道路改良に係る過疎対策事業債で1500万円の追加です。次に50頁をお開き願います。第2表地方債補正です。変更前の地方債の総額7億8470万円に7040万円を追加し、変更後の町債の総額を88億5510万円とするものでございます。起債の目的、変更前限度額、変更後限度額のみ申し上げ、個別の事業名は省略をいたします。第2表地方債補正変更、辺地対策事業債、変更前限度額、2億1810万円、変更後限度額2億5170万円。過疎対策事業債、変更前限度額3億5150万円、変更後限度額3億8830万円。合計、変更前限度額7億8470万円、変更後限度額8億5510万円。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更はございません。49頁の第1表歳入歳出予算補正につきましては、説明は省略させていただきます。以上で、議案第7号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。初めに総括質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで総括質疑を終わります。

次に質疑を行います。議案集の53頁及び54頁。初めに令和元年度美瑛町一般会計補正予算の歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出、第2款総務費についての質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の55頁及び56頁。第3款民生費及び第4款衛生費についての質疑を許します。

（「はい」の声）

10番、野村議員。

○10番（野村祐司議員） 3款2項1目、児童福祉費の中の子育て支援事業、業務委託費624万8000円。この件について、質問させていただきます。非常に大きな金額でこれから事業を行うっていうことになっておりますが、このシステム改修に当たって、3点ほどお伺いさせていただきます。一つには、ネットワークの関係、あるいはハードとソフトの関係、元請けの関係、3点でございますが、その内の1点でございます。このシステムというのは、庁舎内

のネットワークと連携というのはその構築は連携されているのかどうか、または、独立しているのかどうか。この辺をまずお伺いします。

○議長（佐藤晴観議員） 休憩します。

休憩宣告（午前10時21分）

再開宣告（午前10時21分）

○議長（佐藤晴観議員） 再開します。

（「はい」の声）

平間保健福祉課長。

○保健福祉課長（平間克哉君） 今回のシステムにつきましては、住基等の庁舎内のシステムにのみ連動をさせております。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 10番、野村議員。

○10番（野村祐司議員） ハード部分については、それぞれ担当のお持ちのパソコンを、ただ、覗き込めると、そういうふうな解釈でよろしいでしょうか。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 休憩します。

休憩宣告（午前10時22分）

再開宣告（午前10時22分）

○議長（佐藤晴観議員） 再開します。

（「はい」の声）

平間保健福祉課長。

○保健福祉課長（平間克哉君） 今現行でもですね、子ども・子育て新システム動いておりますので、各端末がですね、担当者のところにございますので、その端末をそのままですね、端末の利用の仕方としては、現行の通りという形になります。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 10番、野村議員。

○10番（野村祐司議員） それでこの600何万の、いわゆるこれはソフトの関係だと思うんですけど、この部分についての元請先、契約先というのはどこになるんでしょうか。元請先をお知らせください。

○議長（佐藤晴観議員） 休憩します。

休憩宣告（午前10時23分）

再開宣告（午前10時23分）

○議長（佐藤晴観議員） 再開します。

(「はい」の声)

平間保健福祉課長。

○保健福祉課長（平間克哉君） 現行モデルで委託しております、コンピューター・ビジネス株式会社の方に委託する予定でございます。

○議長（佐藤晴観議員） 他に質疑はありませんか。

(「はい」の声)

2番、坂田議員。

○2番（坂田美香議員） 児童福祉総務費の方ですが、施設型給付費事業について、幼児教育無償化で保育所の町負担は10分の10、子供園は2分の1、道が4分の1、町が4分の1の負担となっておりますが、今年度の補正額は全て国庫支出金で、一般財源は当初の予算の1348万8000円のままでしょうか。

(「はい」の声)

○議長（佐藤晴観議員） 平間保健福祉課長。

○保健福祉課長（平間克哉君） これまでもですね、施設型給付につきましては、国2分の1、道4分の1、町が4分の1負担ということで、幼稚園の方にも給付しておりまして、これは今年の9月までという形になりますけれども、今後ですね、幼児無償化に伴い、施設型給付が続いていきますけれども、基本的にはその負担割合については変わらないんですが、今回10月からですね、来年の3月分までにつきましては、今回の無償化に伴う国のですね、臨時交付金が歳入の方にも示してございましたとおり、国の臨時交付金の方で、歳入はあるということでございますので、今回の補正の部分につきましては、全額国費という形になっております。

(「はい」の声)

○議長（佐藤晴観議員） 2番、坂田議員。

○2番（坂田美香議員） 国の財政措置による全面国費負担だと思うんですけども、事務費は初年度と2年目も全額国費となっております。本年度の施設型給付費事業の一般財源は前年度の6割程度で900万円減となっておりますが、その部分はどうのように使われるのでしょうか。

○議長（佐藤晴観議員） 休憩します。

休憩宣告（午前10時26分）

再開宣告（午前10時27分）

○議長（佐藤晴観議員） 再開します。

(「はい」の声)

平間保健福祉課長。

○保健福祉課長（平間克哉君） 今年度につきましては、半年分、10月1日以降、3月分まで

がですね、臨時交付金という形で措置されますので、この部分についてはですね、負担は減になってきますけれども、次年度以降はですね、次年度以降の施設型給付費につきましては、現行の国の制度としましては、負担割合を従前のですね、国2分の1、道4分の1、市町村4分の1という形になりますので、来年度以降については、応分の中で町が負担していくという形になるかと思えます。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに質疑はありませんか。

（「はい」の声）

一気にいかないとだめですね、休憩します。

休憩宣告（午前10時28分）

再開宣告（午前10時28分）

○議長（佐藤晴観議員） 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声）

なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の57頁及び58頁、第7款商工費についての質疑を許します。

（「はい」の声）

10番野村議員。

○10番（野村祐司議員） よろしくお願ひします。7款1項2目、商工費、商工振興費、足腰の強い産業づくりについて、お伺いをいたします。この取り組みについては、私非常に歓迎するところでありまして、それぞれ2150万についての中身であります、いずれにしても、貴重な財源を使うんであります、使い勝手の問題で使う方の問題になりますが、1冊1500円が大型店が1500円しか使えないということがあります。この使い方の問題であります、一般町民から大型店の枠については、もう少し許容範囲が広げられないだろうかというような意見がありますが、この辺についての考えをお伺いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） 休憩します。

休憩宣告（午前10時30分）

再開宣告（午前10時30分）

○議長（佐藤晴観議員） 再開します。

（「はい」の声）

今野経済文化振興課長。

○経済文化振興課長（今野聖貴君） この事業につきましては、商工会の方で実施しているという事業でございます。大型店の、従来までは大型店、3枚1500円ということで、1冊1500円ということで行ってきたところです。これらにつきましては、実施に当たっては商

工会の方と協議しながら進めていきたいというふうに考えております。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 10番、野村議員。

○10番(野村祐司議員) 確認します。まだ余地がある、変更の余地があるという解釈でよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 今野課長。

○経済文化振興課長(今野聖貴君) 事業につきましては、この議会の予算措置後に事業が実施される訳ですので、その後ということになりますので、実施に当たっては商工会の方とこれから協議していきたいというふうに考えております。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 10番、野村議員。

○10番(野村祐司議員) 了解しました。商工会の事業だということも了解をいたします。一方では、やはりこれは、納税者の方もいるということもあってね、今回はこれでいいと思うんですが、商工の商工業の振興ももちろん大事なんですが、納税者という立場に立てば、もう少し利用の範囲が広げられないだろうかという要望がありますので、これについては考慮いただければと思います。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 今野課長。

○経済文化振興課長(今野聖貴君) 再度繰り返しになりますけども、実施に当たってはその辺も商工会の方と十分議会の意見ということで私の方から協議の内容ということで進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑はありませんか。

(「はい」の声)

6番、中村議員。

○6番(中村俱和議員) はい、6番、中村です。私は7款1項の商工費について、二つの項目について質問します。まず、7款1項2目、商工業振興費、足腰の強い産業づくりですね、消費活性化事業、2150万の事業ですけども、この事業は、目的はですね、商店街を活性化すると。通年を通してですね、底上げをしていくという意図のもとに始まったと理解しておりますが、今回ですね、この予算が組まれたことはですね、昨年度検証して、その結果、成果ありと判断されて、そして予算を組んだものと理解しているのですが、果たして検証した結果、どのように評価されているのか。売り上げの金額ですね、それから客の入り込みの推移、年間を通じての推移、経年変化、こういったものを総合評価しての上での予算組みなんでしょうか、

伺います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 今野課長。

○経済文化振興課長(今野聖貴君) この事業につきましては、数値ということでは中々、商工会の方でも数値を出すということは難しいということなんですけども、事業に当たっては聞き取り等々調査をしてですね、利用の効果等を検証しているところです。この事業によってですね、流出していた消費を呼び戻すという効果が非常に大きいと、各商店街の方からそういったような声が上がってきているというようなこともありますし、消費者が行ったことのないお店に行くきっかけになった等々ですね、との声も上がってきていると。さらに今回につきましては、10月1日からの消費税増税による、消費停滞ということが、今現在懸念されているというようなこともありましてですね、そういったことから要望が、強い要望が上がってきて今回このような補正措置ということで、町として考えているという状況です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番、中村議員。

○6番(中村俱和議員) はい、6番、中村です。じゃああの、2項目の観光費のことについて伺います。足腰の強い産業づくり(4)白金エリア再構築事業3000万が組まれました。これはですね実質的には、当面はですね、直接的にはパークゴルフ場競技者向けの整備であるという説明を先日受けました。これはですね、競技者にとってはですね、パークゴルフ競技者にとっては、これは前からの声であるということは伺っておりますが、これはやはり税金を使う以上、町全体への町民全体への周知と理解が必要だと思っておりますが、広報びえい等、またはパンフレットなどで説明はされたのでしょうか。これが1点目。それから、この駐車場、これは30台となっております。これは1000平米で約3反ですね。これは現地見ましたけども、図面も見ておりますけども、かなり広い。これは広過ぎるんじゃないかなという感じがしますが、その根拠、30台の根拠についてお聞きします。それから3点目、いろんな立木がかなりありますけども、駐車場の場所がかなり木がない状態でありますけども、やはり四角にする、駐車場がするとなれば、やはり立木の伐採も起きてくるのではないかなと思います。そういう立木の伐採をですね、最小限に留める、そういう配慮はされてるのか、この3点伺います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 今野経済文化振興課長。

○経済文化振興課長(今野聖貴君) 1点目の広報等々の説明をしたかというようなことですが、その辺については、してはおりません。以前より、ここの全体の駐車場ということの問題点がですね、パークゴルフ協会からも十分要望が上がってきておりますし、過去の議会の中からも、この辺の利用、パークゴルフ場の駐車場とビルケの森の駐車場とパークゴルフ場の駐

車場の利用について、検討してくれというようなこともありまして、もう過去から町としては検討してきた経緯がございます。2点目の根拠ですね、駐車台数30台ということは、1日の平均利用数と最大限、大きい大会じゃありませんが、利用者数等々の車の台数から30台あれば十分ここについては、パークゴルフ場を利用するお客さんに対しては不便をかけないんじゃないかというようなことから、30台を想定にして1035平米ということで、全体の1035平米ということで、面積を割り出しております。3点目の立木についてですが、立木については大体伐採、120本程度ということで、その辺につきましては駐車場を整備する中での配慮ということで、考えて工事の方には進めていきたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに質疑はありませんか。

（「はい」の声）

11番、青田議員。

○11番（青田知史議員） 商工費のですね、先ほど野村議員の方からもお話ありましたが、プレミアム商品券の使い勝手ということで、町立病院の近くにですね、お住まいのご高齢の方いらっしゃるんですが、ヘルパーさん使って買い物されてる方なんですよ。その方が、私町民の声をバックにこういうふうな形で質問を述べさせて頂いてるんですけども、その方は、要はヘルパーさん使って買い物、中々こう行けない方で、行けるとしたら中心部にある店舗ということになってます。それでプレミアム商品券買っても中々その、大型店の関係で使えないんだと、そういうようなことで毎年諦めているというようなこともあって、ただあのいろんな使い道もあるんだよ、こういう方もあるよってということで、去年は買ったんですけども、ぎりぎりになって、使うとそういうような感じのこともあったもんですから、やはり特にシニアの方といいますか、ご高齢の方であるとか、そういう生活弱者と言って表現が良いかどうか分からないんですけども、やっぱりそういう方に対しての配慮というか、そういうのも必要なと思います。今後、協議っていうのですかね、余地あるということでしたので、ちょっとその辺もご検討いただければなというふうに思っています。それと合わせて、やはりこれは商工業の振興ということで、経済対策ということもあるもんですから、先ほど効果という話あったんですけども、恐らく資料お手元にあるかと思うんですが、その業種小売店の方の業種でどういような形で使われてるのかっていうの分かればですね、それもちょっと我々も今後考えていくときに、例えば飲食店の方に何て言うんですかね、20数パーセントありますよだとか、灯油だとかそういう燃料販売のところ、20パーセントありますよとか、そういうような形でこう何か資料があればですね、ちょっとその辺含めて、ちょっと教えていただければと思います。

○議長（佐藤晴観議員） 休憩します。

休憩宣告（午前10時40分）

再開宣告（午前10時41分）

○議長（佐藤晴観議員） 再開します。

（「はい」の声）

今野経済文化振興課長。

○経済文化振興課長（今野聖貴君） 2点のご質問ということで、1点目のご質問については先ほど野村議員から質問でもありましたけれども、同じこと繰り返しになりますけれども、十分、実施に当たっては商工会と協議して進めていきたいというふうに考えてございます。2点目の状況です。昨年度、平成30年度、行った内の利用状況ということなんですけれども、やっぱり1番は日用雑貨がやっぱり大半を占めてございます。約60パーセントは日用雑貨になってございます。雑貨が約25パーセントぐらい、燃料等が同じく25、6パーセントぐらい、その他、家電が10パーセント程度というふうにこの部分が1番多く利用されてございます。その次としましては、やはり食料品ということで食料品が15、6パーセントの利用率を占めてございます。あとですね、大型店につきましては、先ほど質問もありましたけれども、昨年度のパーセントでいきますと、約6、7パーセントの利用ということになってございます。あとその他サービス業で自動車整備、タクシー等々ということで同じく、この辺につきましても6、7パーセントの利用というような、昨年度利用状況としては、このようになってございます。以上です。

○議長（佐藤晴観議員） 他に質疑はありませんか。

（「はい」の声）

8番、桑谷議員。

○8番（桑谷 覺議員） はい、8番、桑谷です。7款1項6目のヘルシーマラソンの140万の不足分ってここにあります。ヘルシーマラソン、町の補助は800万ぐらいで、参加人数は5050何人ですか。その140万の不足ってどういうふうに不足したんですか、補助金800万ありまして、その辺ちょっと聞きたいんですけど。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 今野経済文化振興課長。

○経済文化振興課長（今野聖貴君） ヘルシーマラソンにつきましては、大会参加料と、町からの補助金、それと協賛金ということで、歳入については、その中で例年実施しているところです。今年のヘルシーマラソンにつきましては、協賛金大口のニトリさん、昨年まで3年間毎年500万円ずつ頂いたんですけども、そこがゼロになってしまったという、交渉したんですけど、やはりゼロだったと。その他の150万もらっていた企業からの最終的には協賛金が100万に減ってですとか、大会運営する中で努力としては歳出は最小限ということで、努力

したんですけども、最終的には協賛金の関係で、どうしてもこのような140万不足したというような状況になってございます。以上です。それと合わせて、次年度以降、大会参加料も含めてですね、大会参加料の見直しも含めてですね、総体的に考えて大会には当たっていききたいというふうに考えてございます。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 8番、桑谷議員。

○8番(桑谷 覺議員) 今、不足したから参加料が高くなるのか、町の補助金800万が増えるのか。今ニトリとかいろんな業者が、協賛金がなかったということで、今参加料を見直すっちゅうことでよろしいですか。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 今野課長。

○経済文化振興課長(今野聖貴君) 消費税増税の関係もありますし、その点も含めてですね、大会経費を見直しながら、参加料についても検討していきたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の59頁及び60頁、第8款土木費から第12款諸支出金までについての質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。次に進みます。

次に、議案集の51頁及び52頁。歳入全款についての質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。次に進みます。

次に、議案集の48頁から50頁まで。令和元年度美瑛町一般会計補正予算の条文並びに第1表歳入歳出予算補正及び第2表地方債補正についての質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第8、議案第7号の件を採決します。議案第7号、令和元年度美瑛町一般会計補正予算についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって議案第7号の件は原案のとおり可決されました。

午前11時まで休憩します。

休憩宣告(午前10時46分)

再開宣告(午前11時00分)

日程第9 議案第8号 令和元年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第9、議案第8号、令和元年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

平間保健福祉課長。

(保健福祉課長 平間 克哉君 登壇)

○保健福祉課長(平間克哉君) 議案第8号の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。議案集は61頁から66頁になります。美瑛町老人保健施設ほの香は平成18年度から指定管理者制度を導入し、また、平成23年度からは施設の介護サービス提供に係る介護保険事業収入や利用料などを指定管理者の収入とする利用料金制度を導入しているところであります。今回の補正予算は、美瑛町老人保健施設ほの香の指定管理に関し、指定管理者である社会福祉法人美瑛慈光会と美瑛町が締結している指定管理者基本協定において、前年度決算に事業利益が発生した場合の町への納付規定に基づき事業利益の一定額を町が収受することによる、歳入の補正と、これを財源として基金への積み立てを行う歳出の補正であります。それでは議案条文を朗読させていただきます。

(議案の朗読を省略する)

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。議案集の65頁をお開き願います。歳出、第3款基金積立金、第1項基金積立金、第1目老人保健施設事業基金積立金、補正額145万9000円の追加補正でございます。この積立金は老人保健施設ほの香の施設及び設備の大規模な改修などに備えるため、指定管理者からの利益納付金を財源として基金へ積み立てるものであります。次に、歳入についてご説明いたします。63頁にお戻りください。歳入、第4款諸収入、第2項雑入、第1目雑入、補正額145万9000円の追加補正でございます。内容につきましては、施設運営事業利益納付金で指定管理者基本協定書において、美瑛町老人保健施設ほの香の決算における事業利益に対する割合を定め、町に納付する規定になっていることから、平成30年度の運営において約291万8000円の事業利益が生じたことにより、今年度は事業利益の50パーセントの145万9000円を利益納付

金として指定管理者から収受するものでございます。なお、62頁の第1表歳入歳出予算補正につきましては説明を省略させていただきます。以上で、議案第8号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。議案集の61頁から66頁まで。令和元年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算の条文並びに第1表歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款についての質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第9、議案第8号の件を採決します。議案第8号、令和元年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第8号の件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩宣告（午前11時05分）

再開宣告（午前11時05分）

日程第10 議案第9号 教育委員会教育長の任命について

○議長（佐藤晴観議員） 再開します。日程第10、議案第9号、教育委員会教育長の任命について、同意を求める件を議題とします。本件について、提出者の説明を求めます。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） それでは、議案第9号について、提案理由をご説明申し上げます。まずは議案を朗読させていただきます。

（議案の朗読を省略する）

今回提案させていただきます千葉氏は、平成24年10月から教育委員会教育長として務められ現在2期目でございます。この間、子どもたちの健全な育成、学校の適正な運営、また教育行政の発展にご尽力をいただいていたところでございます。9月30日で任期満了となりま

すので、千葉氏の教育委員会教育長の再任について議会の同意をお願いするものでございます。
なお、任期は令和元年10月1日から令和4年9月30日までの3年間でございます。以上、
提案理由とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次は討論であります。省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第10、議案第9号の件を採決します。議案第9号、教育委員会教育長の任命についての件を同意することに賛成の方は挙手願ひます。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第9号の件は同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩宣告（午前11時07分）

再開宣告（午前11時08分）

○議長（佐藤晴観議員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

ここで、千葉教育長から発言の申し出があります。これを許します。

（「はい」の声）

千葉教育長。

（教育長 千葉 茂美君 登壇）

○教育長（千葉茂美君） 佐藤議長並びに議員各位のご配慮により、このような機会をいただき、誠にありがとうございます。一言ご挨拶を申し上げます。ただいま教育長の任命につきまして、同意を賜りましたことに対しまして、誠に身に余る光栄であり、改めてその職責の重さに身の引き締まる思いでいっぱいでございます。教育委員会制度の見直しを受け、新たな役割を持った教育長としての3年間は振り返りますと、教育を取り巻く環境も大きく変化し、様々な課題がある中、美瑛町の教育行政の推進のために、特に、未来を託すことになる子どもたちのために、本当に役に立つことができたとということで、多々考えることが多いこととでございます。さて、今日、教育をめぐるのは、子どもの学力や体力の向上、いじめの防止、不登校などへの対応や、困り感を抱えた子どもたちへの支援、ICT教育や外国語教育の充実、質の高い教育の推進など、また、教職員の多忙化、対応すべき課題はますます増加する傾向にあります。このことから既に新しい教育のあり方を見極めながら、子どもたち一人一人がたくましく生きていく力を培い、その能力を最大限に発揮し、夢や目標を実現することができるよう、これまで以上に学校・家庭・地域・

行政が連携、協働しながら、スピード感、緊張感を持ち、様々な教育課題の解決に取り組むことが必要と考えております。今後におきましても、子どもたちの心身ともに健やかな育ちを担うため、また、町民の皆さま方の生涯を通じた学習機会を創造することにより、この町に住んで良かった、これからも住み続けたいと思ってもらえるよう、角和町長、町部局と教育委員会が一体となり、また、保護者や教職員の皆さま方と合わせて教育関係の皆さま方の連携と協力をいただきながら、知恵を絞る微力ではございますが、全力を傾注してまいります。議員の皆さま方に対しましては、これまで同様に、一層のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます、甚だ簡単でございますが、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。ありがとうございました。

日程第11 議案第10号 教育委員会委員の任命について

○議長（佐藤晴観議員） 再開します。日程第11、議案第10号、教育委員会委員の任命についての同意を求める件を議題とします。本件について、提出者の説明を求めます。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） 議案第10号について提案理由をご説明申し上げます。まず、朗読をさせていただきます。

（議案の朗読を省略する）

今回提案させていただきます二ツ川氏は、平成15年10月から、教育委員会委員として務められ、現在4期目でございます。16年にわたる豊富なご経験から子どもたちの健全育成などにご尽力をいただいていたところでございます。9月30日で任期満了となりますので、二ツ川氏の教育委員会委員の再任について議会の同意をお願いするものであります。任期は令和元年10月1日から令和5年9月30日までの4年間でございます。以上、提案理由とさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次は討論であります。省略したいと思います。ご異議ありますか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第11、議案第10号の件を採決します。議案第10号、教育委員会委員の任命についての件を同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第10号の件は同意することに決定しました。

- 日程第12 認定第1号 平成30年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第2号 平成30年度美瑛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第3号 平成30年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第4号 平成30年度美瑛町農業研修施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第5号 平成30年度美瑛町水力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第6号 平成30年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第7号 平成30年度美瑛町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第8号 平成30年度美瑛町水道事業会計決算の認定について
- 日程第20 認定第9号 平成30年度美瑛町立病院事業会計決算の認定について
-

○議長(佐藤晴観議員) 日程第12、認定第1号、平成30年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第13、認定第2号、平成30年度美瑛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第14、認定第3号、平成30年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第15、認定第4号、平成30年度美瑛町農業研修施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第16、認定第5号、平成30年度美瑛町水力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第17、認定第6号、平成30年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第18、認定第7号、平成30年度美瑛町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第19、認定第8号、平成30年度美瑛町水道事業会計決算の認定についての件及び日程第20、認定第9号、平成30年度美瑛町立病院事業会計決算の認定についての件を一括議題とします。初めに、認定第1号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

小杉総務課長。

(総務課長 小杉 昌敏君 登壇)

○総務課長（小杉昌敏君） 認定第1号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集は69頁になります。平成30年度的美瑛町一般会計の歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。最初に議案を朗読させていただき、その後、別冊の決算書と、決算に係る行政報告書により、説明をさせていただきます。

（議案の朗読を省略する）

それでは、平成30年度美瑛町各会計決算書と、平成30年度美瑛町各会計決算に係る行政報告書により決算の内容についてご説明を申し上げます。最初に、美瑛町各会計決算書になります。平成30年度美瑛町一般会計歳入歳出決算書により説明をいたします。決算書の1頁、歳入歳出決算書の歳入から説明をいたします。歳入の合計額のみ申し上げますので決算書の3頁、4頁もお開き願います。歳入合計、予算現額116億5064万円、調定額115億6214万4224円、収入済額115億3608万6468円、不納欠損額135万9823円、収入未済額2469万7933円、予算現額と収入済額との比較、1億145万3532円の減となっております。

次に、歳出について説明申し上げます。歳出につきましても、合計額のみ申し上げます。決算書の7頁、8頁をお開き願います。歳出合計、予算現額116億5064万円、支出済額113億5659万9669円、翌年度繰越額1億3947万9000円、不用額1億5456万1331円、予算現額と支出済額との比較、2億9404万331円、歳入歳出差引残額1億7948万6799円。

決算書9頁以降の歳入歳出決算事項別明細書から155頁の充用内訳までは説明を省略させていただきます。決算書の156頁をお開き願います。156頁、実質収支に関する調書になります。実質収支に関する調書は区分、金額の順に読み上げます。1、歳入総額115億3608万6468円。2、歳出総額113億5659万9669円。3、歳入歳出差引額1億7948万6799円。4、翌年度へ繰り越すべき財源、（1）継続費通次繰越額0円、（2）繰越明許費繰越額207万5000円、（3）事故繰越し繰越額301万5000円、計509万円。5、実質収支額1億7439万6799円。6、実質収支額のうち地方自治法233条の2の規定による基金繰入額0円。次頁以降の財産に関する調書につきましては説明を省略させていただきます。

次に、別冊の平成30年度美瑛町各会計決算に係る行政報告書により説明をいたします。決算に係る行政報告書の1頁をお開き願います。平成30年度美瑛町一般会計決算に係る行政報告、地方自治法第233条第5項の規定により、平成30年度における主要な施策とその成果について報告します。以下、1の総括を抜粋の上、朗読し、説明にかえさせていただきます。

（決算に係る行政報告書の朗読を省略する）

以上で、認定第1号の提案理由の説明を終わります。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） 次に、認定第2号について、提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

平間保健福祉課長。

（保健福祉課長 平間 克哉君 登壇）

○保健福祉課長（平間克哉君） 認定第2号につきまして、ご説明申し上げます。議案集の70頁をお開き願います。認定第2号につきましては、平成30年度の美瑛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定をお願いするものです。初めに議案条文を朗読させていただき、その後、決算書と決算に係る行政報告書により説明をさせていただきます。

（議案の朗読を省略する）

次に、別冊の美瑛町各会計決算書の164頁から165頁をお開き願います。歳入歳出決算書の歳入歳出ともに合計額のみを申し上げます。歳入合計、予算現額5万円、調定額25万9843円、収入済額4万5000円、不納欠損額21万1843円、収入未済額0円、予算現額と収入済額との比較5000円の減。

歳出合計、予算現額5万円、支出済額4万5000円、翌年度繰越額0円、不用額5000円、予算現額と支出済額との比較5000円。以下、事項別明細書については省略をさせていただきます。

次に170頁をお開き願います。実質収支に関する調書です。各項目とも区分、金額の順に申し上げます。歳入総額4万5000円、歳出総額4万5000円、歳入歳出差引額0円、翌年度に繰り越すべき財源0円、実質収支額0円、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額0円。

次に、別冊の決算に係る行政報告書の57頁をお開き願います。朗読をもちまして説明とさせていただきます。

（決算に係る行政報告書の朗読を省略する）

以上で、認定第2号の説明を終わります。よろしくご説明申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） 次に、認定第3号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

平間保健福祉課長。

○保健福祉課長（平間克哉君） 認定第3号につきましてご説明申し上げます。議案集の71頁をお開き願います。認定第3号につきましては、平成30年度の美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定をお願いするものです。初めに議案条文を朗読させていただき、その後、決算書と決算に係る行政報告書により説明させていただきます。

（議案の朗読を省略する）

次に、別冊の美瑛町各会計決算書の171頁から172頁をお開き願います。歳入歳出決算

書の歳入歳出ともに合計額のみ申し上げます。歳入合計、予算現額1億1957万1000円、調定額1億1973万5157円、収入済額1億1962万7157円、不納欠損額0円、収入未済額10万8000円、予算現額と収入済額との比較5万6157円。

歳出合計、予算現額1億1957万1000円、支出済額1億1956万9505円、翌年度繰越額0円、不用額1495円、予算現額と支出済額との比較1495円。

以下、事項別明細書については省略をさせていただき、次に、177頁をお開き願います。実質収支に関する調書です。各項目とも区分、金額の順に申し上げます。1、歳入総額1億1962万7157円。2、歳出総額1億1956万9505円。歳入歳出差引額5万7652円、翌年度に繰り越すべき財源0円。実質収支額5万7652円、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額0円。下記の財産に関する調書については省略をさせていただきます。

次に、別冊の決算に係る行政報告書の58頁をお開き願います。朗読をもちまして説明とさせていただきます。

(決算に係る行政報告書の朗読を省略する)

以上で、認定第3号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) 次に、認定第4号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

吉川農林課長。

(農林課長 吉川 智巳君 登壇)

○農林課長(吉川智巳君) 認定第4号提案理由について、ご説明申し上げます。議案集は72頁になります。平成30年度美瑛町農業研修施設事業、農業技術研修センターみのり及び平成31年1月から開所しております農業担い手研修センター美進、2施設の特別会計歳入歳出決算の認定をお願いするものです。それでは初めに議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

次に、別冊決算書の178頁をお開き願います。歳入歳出決算書につきまして、合計欄のみ申し上げます。歳入、予算現額2億1624万4000円、調定額2億1623万8568円、収入済額2億1623万8568円、不納欠損額0円、収入未済額0円、予算現額と収入済額との比較5432円の減。

歳出です。予算現額2億1624万4000円、支出済額2億1623万8568円、翌年度繰越額0円、不用額5432円、予算現額と支出済額との比較5432円、歳入歳出差引額0円。

次頁以降の歳入歳出決算の事項明細書については省略させていただきまして、次に188頁をお開き願います。実質収支に関する調書、区分、金額の順に申し上げます。歳入総額2億

1623万8568円、歳出総額2億1623万8568円、歳入歳出差引額0円、翌年度へ繰り越すべき財源0円、実質収支額0円、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額0円。以下、財産に関する調書は省略させていただきます。

次に、決算に係る行政報告書59頁をお開き願います。

(決算に係る行政報告書の朗読を省略する)

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○議長(佐藤晴観議員) 午後1時まで休憩とします。

休憩宣告(午前11時39分)

再開宣告(午後1時00分)

○議長(佐藤晴観議員) 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、認定第5号について、提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

長野水道整備室長。

(水道整備室長 長野 克哉君 登壇)

○水道整備室長(長野克哉君) それでは、認定第5号の提案理由について、ご説明を申し上げます。議案集の73頁をお開き願います。平成30年度美瑛町水力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。初めに条文を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

次に、各会計決算書及び決算に係る行政報告書により、ご説明を申し上げます。決算書の190頁、191頁をお開きください。歳入歳出決算書でございます。合計欄のみ申し上げます。はじめに歳入から、予算2762万3000円、調定額2761万4752円、収入済額2761万4752円、不納欠損額、収入未済額ともに0円でございます。予算現額と収入済額との比較は8248円の減でございます。

次に、歳出でございます。予算現額2762万3000円、支出済額2761万4752円、翌年度繰越額0円、不用額8248円、予算現額と支出済額との比較8248円の増、歳入歳出差引残額0円でございます。次頁以降の事項別明細書につきましては説明を省略させていただきます。

次に196頁をお開きください。実質収支に関する調書でございます。区分、金額の順に申し上げます。1、歳入総額2761万4752円。2、歳出総額2761万4752円。3、歳入歳出差引額、4、翌年度へ繰り越すべき財源、5、実質収支額、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額につきましては、いずれも0円でございます。財産に関する調書につきましては説明を省略させていただきます。

次に、別冊の決算に係る行政報告書60頁をご覧ください。こちらにも朗読をもって説明をさ

せていただきます。

(決算に係る行政報告書の朗読を省略する)

以上で、認定第5号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(佐藤晴観議員) 次に、認定第6号について、提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

長野水道整備室長。

○水道整備室長(長野克哉君) それでは、続きまして、認定第6号の提案理由について、ご説明を申し上げます。議案集の74頁をお開き願います。平成30年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。初めに条文を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

次に、各会計決算書及び決算に係る行政報告書によりご説明を申し上げます。決算書の197頁、198頁をお開きください。歳入歳出決算書でございます。合計欄のみ申し上げます。はじめに歳入から予算現額1716万5000円、調定額1740万7742円、収入済額1740万7742円、不納欠損額、収入未済額ともに0円でございます。予算現額と収入済額との比較24万2742円の増でございます。

次に、歳出でございます。予算現額1716万5000円、支出済額1654万4368円、翌年度繰越額0円、不用額62万632円、予算現額と支出済額との比較は62万632円の増でございます。歳入歳出差引残額は、86万3374円でございます。次頁以降の事項別明細書につきましては説明を省略させていただきます。

続きまして205頁をお開きください。実質収支に関する調書でございます。区分、金額の順に申し上げます。1、歳入総額1740万7742円。2、歳出総額1654万4368円。3、歳入歳出差引額86万3374円。4、翌年度へ繰り越すべき財源0円。5、実質収支額86万3374円。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額0円でございます。206頁の財産に関する調書につきましては説明を省略させていただきます。

次に、別冊の決算に係る行政報告書61頁をお開きください。朗読をもってご説明をさせていただきます。

(決算に係る行政報告書の朗読を省略する)

以上で、認定第6号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(佐藤晴観議員) 次に、認定第7号について、提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

長野水道整備室長。

○水道整備室長（長野克哉君） それでは、認定第7号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集の75頁をお開き願います。平成30年度美瑛町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。初めに条文を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

次に、各会計決算書及び決算に係る行政報告書により、ご説明を申し上げます。決算書の207頁、208頁をお開きください。歳入歳出決算書でございます。合計欄のみ申し上げます。はじめに歳入でございます。予算現額3億307万4000円、調定額3億1270万5290円、収入済額3億627万6844円、不納欠損額4万7502円、収入未済額638万944円でございます。予算現額と収入済額との比較は320万2844円の増でございます。

次の頁をお開きください。209頁です。歳出でございます。予算現額3億307万4000円、支出済額2億9642万7538円、翌年度繰越額0円、不用額664万6462円、予算現額と支出済額との比較664万6462円の増でございます。歳入歳出差引残額984万9306円でございます。次頁以降の事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

219頁をお開きください。実質収支に関する調書でございます。区分、金額の順に申し上げます。1、歳入総額3億627万6844円。2、歳出総額2億9642万7538円。3、歳入歳出差引額984万9306円。4、翌年度へ繰り越すべき財源0円。5、実質収支額984万9306円。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は0円でございます。次頁の財産に関する調書につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、別冊の決算に係る行政報告書の62頁をお開きください。朗読をもってご説明をさせていただきます。

（決算に係る行政報告書の朗読を省略する）

以上で、認定第7号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） 次に、認定第8号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

長野水道整備室長。

○水道整備室長（長野克哉君） 認定第8号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集の76頁をお開きください。平成30年度美瑛町水道事業会計歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。初めに条文を朗読させていただきます。

(議案の朗読を省略する)

次に、各会計決算書及び決算に係る行政報告書により、ご説明を申し上げます。決算書の221頁をお開きください。水道事業決算報告書の収益的収入及び支出につきまして、水道事業収益及び水道事業費用の欄のみ申し上げます。収入、第1款水道事業収益、当初予算額3億2190万9000円、補正予算額275万2000円の追加、合計3億2466万1000円、決算額3億2725万7037円、予算額に比べ決算額の増減259万6037円の増。

次に、支出でございます。第1款水道事業費用、当初予算額3億1294万6000円、補正予算額1016万9000円の追加、合計3億2311万5000円、決算額3億1937万6922円、不用額373万8078円、たな卸資産購入限度額執行に伴う仮払消費税及び地方消費税は9万3444円である。

次に、222頁をお開きください。資本的収入及び支出につきまして、それぞれ資本的収入及び資本的支出の欄のみ申し上げます。まず収入です。収入、第1款資本的収入、当初予算額3228万9000円、補正予算額136万4000円の減額、合計3092万5000円、決算額3091万1524円、予算額に比べ決算額の増減1万3476円の減。

次に、支出でございます。第1款資本的支出、当初予算額6453万3000円、補正予算額119万円の追加、合計6572万3000円、決算額6506万2204円、不用額66万796円、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3415万680円は、当年度消費税資本的収支調整額126万6911円、過年度分損益勘定留保資金3288万3769円で補填しました。以下、財務諸表及び決算付属書類等につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、別冊の決算書に係る行政報告書64頁をお開きください。朗読をもってご説明とさせていただきます。

(決算に係る行政報告書の朗読を省略する)

以上で、認定第7号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長(佐藤晴観議員) 次に、認定第9号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

観音町立病院事務局長。

(町立病院事務局長 観音 太郎君 登壇)

○町立病院事務局長(観音太郎君) よろしくお願いたします。それでは、認定第9号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案は77頁をお開きください。認定第9号につきましては、平成30年度的美瑛町立病院事業会計決算の認定をお願いするものであります。初め

に議案条文を朗読し、その後、決算書及び決算に係る行政報告書によりご説明を申し上げます。

(議案の朗読を省略する)

次に、決算書の243頁をお開き願います。平成30年度の美瑛町立病院事業決算報告書でございます。初めに1収益的収入及び支出につきましては、病院事業収益、病院事業費用の総額のみをご説明申し上げます。初めに収入ですが、第1款病院事業収益、当初予算額12億6093万7000円、補正予算額5993万7000円の減。予算額の合計は12億100万円となっております。決算額は11億8115万458円、予算額に比べまして決算額が1984万9542円の減となっております。

次に支出でございますが、第1款病院事業費用、当初予算額は12億6093万7000円、補正予算額5993万7000円の減、予算額の合計が12億100万円、決算額として11億8096万4136円、不用額が2003万5865円となっております。

次に、244頁をお開きください。2の資本的収入及び支出でございます。資本的収入及び支出につきましても、資本的収入資本的支出の総額のみをご説明申し上げます。初めに収入ですが、第1款資本的収入、当初予算額1780万円、補正予算額が285万9000円の増、予算額の合計は2065万9000円です。決算額2083万13円、予算額に比べまして決算額は17万1013円の増でございました。

支出ですが、第1款資本的支出、当初予算額は1億3150万4000円、補正予算額が1192万3000円の増、予算額の合計は1億4342万7000円、決算額が1億4342万3407円、不用額3593円でございます。資本的収入額が資本的支出額に対しまして不足する額1億2259万3394円は、当年度消費税資本的収支調整額の236万7969円、過年度分損益勘定留保資金であります1億2022万5425円で補填しております。以下、財務諸表、決算付属書類等につきましては説明を省略させていただきます。

次に別冊の行政報告書66頁をお開き願います。こちら朗読をもって報告といたします。

(決算に係る行政報告書の朗読を省略する)

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) 次に、監査委員の審査意見を求めます。

(「はい」の声)

大西代表監査委員。

(代表監査委員 大西 宣充君 登壇)

○代表監査委員(大西宣充君) 監査委員から監査報告をさせていただきます。平成30年度美瑛町一般会計・特別会計・基金運用状況等決算の審査意見及び平成30年度美瑛町公営企業会計決算の審査意見を申し上げます。別紙の意見書をお開き願います。

初めに平成30年度美瑛町一般会計・特別会計・基金運用状況等決算審査の意見を申し上げ

ます。1、審査の対象は、第1号、平成30年度美瑛町一般会計歳入歳出決算から第9号、地方自治法施行令第166条第2項の規定による調書であります。2番目に、審査の期間は、令和元年8月1日から2日まで及び令和元年8月5日の3日間で実施いたしました。なお、3、審査の会場及び4、審査の方法についてはご覧のとおりになっております。5、審査の結果については、各会計決算について、内容を慎重に審査した結果、計数は正確であり、証拠書類及び関係諸帳簿も整備されており、適正に処理されていることを認めます。

次に、会計ごとの決算の意見について、初めに一般会計ですが、頁数は1頁から6頁になります。詳細については記載のとおりですので省略させていただき、総括意見のみ申し上げます。

総括意見といたしましては、一般会計の決算全般において、農業被害に対する支援、町民プールの建設、道路整備などを実施するとともに町民サービスの向上や地方創生の取り組みなど、積極的に取り組んだことが表れています。安定的な財政運営に配慮され、各種財政指標の安定も図りながら町政が執行されていますが、将来を見据えた中長期的な財政計画のもと、予算の適正配分を図るなど健全な行財政運営に取り組み、財政構造の弾力性を確保しつつ、町民福祉の向上に寄与されるよう望みます。

次に、7頁から9頁の特別会計ですが、詳細並びに総括意見につきましては記載のとおりとなっておりますので省略させていただきます。

最後に、10頁をお開き願います。各基金の運用状況についてですが、審査の結果、正確であることを認めます。詳細については記載のとおりとなっておりますので、省略させていただきます。以上、審査意見を申し上げますが、意見書で読み上げを省略いたしました所については、後ほどご高覧をお願いいたします。

続きまして、平成30年度美瑛町公営企業会計決算審査の意見を申し上げます。別紙の意見書をお開き願います。1、審査の対象は、平成30年度美瑛町水道事業会計及び平成30年度美瑛町立病院事業会計であります。2、審査の期間は、令和元年7月11日と12日の2日間で実施いたしました。3、審査については省略いたします。4、審査の結果については、両会計決算について、内容を慎重に審査した結果、計数は正確であり、証拠書類及び関係諸帳簿も整備されており、適正に処理されていることを認めます。

次に、両会計ごとの決算の意見について申し上げます。初めに、美瑛町水道事業会計です。頁数は1頁から4頁になります。詳細については記載のとおりですので省略させていただき、総括意見のみ申し上げます。総括意見といたしまして、水道事業会計において、企業の経済性を発揮し、引き続き、経費の節減に努力され、ライフラインの根幹となる良質な水の安定供給と効率的な事業運営、住民サービス向上に努められることを望みます。

次に、町立病院事業会計です。頁数は5頁から8頁になります。同じく詳細につきましては記載のとおりですので省略させていただき、総括意見のみ申し上げます。総括意見といたしま

して、病院事業会計においては、医療情勢が厳しい状況にある中、事業費用の縮減に努めており、経営健全化に向けての努力を認められます。一方で、入院収益の伸び悩みに加え、外来収益については、患者数の減少に伴い収益の落ち込みが継続していることなどから、病院経営にあたっては引き続き多角的な分析・検討を行い、中長期的な経営を見据えたビジョンを示すとともに、将来にわたって町民の医療ニーズに応えられるよう、病院経営の安定化に努められることを期待いたします。以上、審査意見を申し上げましたが、意見書で読み上げを省略した所については、後ほど高覧願います。

監査委員からの審査意見については以上であります。

○議長（佐藤晴観議員） これから、総括質疑を行います。はじめに、認定第1号から認定第9号までの9案件に関連する事項について、総括質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで、9案件に関連する総括質疑を終わります。

次に、認定第1号についての総括質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで、認定第1号の総括質疑を終わります。

次に、認定第2号について総括質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで、認定第2号の総括質疑を終わります。

次に、認定第3号について総括質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで、認定第3号の総括質疑を終わります。

次に、認定第4号について総括質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで、認定第4号の総括質疑を終わります。

次に、認定第5号について総括質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで、認定第5号の総括質疑を終わります。

次に、認定第6号について総括質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで、認定第6号の総括質疑を終わります。

次に、認定第7号について総括質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで、認定第7号の総括質疑を終わります。

次に、認定第 8 号についての総括質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、認定第 8 号の総括質疑を終わります。

次に、認定第 9 号についての総括質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、認定第 9 号の総括質疑を終わります。

おはかりします。ただいま、一括議題となっております、日程第 12、認定第 1 号から日程第 20、認定第 9 号までの 9 案件の審議については、議長及び監査委員を除く 12 名の委員で構成する令和元年度美瑛町議会決算審査特別委員会を設置して、閉会中の付託審査とすることにしたと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、ただいま一括議題となっております、9 案件の審議については、議長及び監査委員を除く 12 名の委員で構成する、令和元年度美瑛町議会決算審査特別委員会を設置して、閉会中の付託審査とすることに決定をしました。

休憩中に決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の互選を願います。

暫く休憩します。

休憩宣告 (午後 1 時 39 分)

再開宣告 (午後 1 時 56 分)

○議長 (佐藤晴観議員) 休憩前に続き、会議を再開します。

休憩中に令和元年度美瑛町議会決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果がまいりましたので報告いたします。

決算審査特別委員会の委員長に 1 番保田仁議員。副委員長に 10 番野村祐司議員、以上のとおりであります。

日程第 21 報告第 1 号 平成 30 年度美瑛町健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長 (佐藤晴観議員) 日程第 21、報告第 1 号、平成 30 年度美瑛町健全化判断比率及び資金不足比率についての件を議題とします。本件について説明を求めます。

(「はい」の声)

小杉総務課長。

(総務課長 小杉 昌敏君 登壇)

○総務課長 (小杉昌敏君) 報告第 1 号につきまして、内容をご説明いたします。議案集は 78 頁、79 頁になります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第

22条第1項の規定により、平成30年度美瑛町健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率について、報告するものでございます。初めに議案を朗読し、その後内容をご説明いたします。

(議案の朗読を省略する)

次に議案集79頁をお開きください。初めに、美瑛町健全化判断比率の状況でございますが、比率区分、平成30年度の欄の順で読み上げてまいります。実質赤字比率、黒字であり、赤字比率はありません。連結実質赤字比率、同じく黒字であり、赤字比率はありません。実質公債費比率、10.3パーセント、将来負担比率79.2パーセント。次に、美瑛町公営企業等会計の資金不足比率の状況ですが、平成30年度はいずれの会計区分におきましても資金不足はありません。以上で報告第1号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第1号については、これをもって審議を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、報告第1号の件は報告を終わります。

日程第22 報告第2号 債権の放棄について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第22、報告第2号、債権の放棄についての件を議題とします。本件について説明を求めます。

(「はい」の声)

富田税務課長。

(税務課長 富田 敏博君 登壇)

○税務課長(富田敏博君) 報告第2号につきまして、ご説明いたします。議案集は80頁になります。今回の報告につきましては、平成23年4月1日に施行されました美瑛町の債権管理に関する条例により、債権を適正に管理してまいりましたが、当条例第5条に基づき、債権の放棄をいたしましたので、同条例第6条の規定により、議会に報告するものでございます。以下、朗読をもちまして報告といたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で報告第2号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第2号についてはこれをもって審議を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。従って報告第2号の件は報告を終わります。

日程第23 選挙第1号 選挙管理委員及び同補充員の選挙について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第23、選挙第1号、選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

おはかりします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、選挙管理委員及び同補充員は議長が指名することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

休憩宣告（午後 2時03分）

再開宣告（午後 2時05分）

○議長（佐藤晴観議員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

初めに、選挙管理委員の指名を行います。選挙管理委員には、美瑛町栄町1丁目8番22号、西出由美子さん、美瑛町栄町4丁目6番24号、平田稔明さん、美瑛町字明治、白田安弘さん、美瑛町中町1丁目3番34号、矢野博幸さん、以上の方を指名します。

おはかりします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました、美瑛町栄町1丁目8番22号、西出由美子さん、美瑛町栄町4丁目6番24号、平田稔明さん、美瑛町字明治、白田安弘さん、美瑛町中町1丁目3番34号、矢野博幸さん、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員の指名を行います。選挙管理委員補充員には、第1順位、美瑛町

本町3丁目2番21号、坂上安司さん、第2順位、美瑛町字朗根内、白川徳明さん、第3順位、美瑛町東町3丁目5番3号、中島千津子さん、第4順位、美瑛町字瑠辺薬共和、江花恵さん、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました第1順位、美瑛町本町3丁目2番21号、坂上安司さん、第2順位、美瑛町字朗根内、白川徳明さん、第3順位、美瑛町東町3丁目5番3号、中島千津子さん、第4順位、美瑛町字瑠辺薬共和、江花恵さん、以上の方が順序のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。

日程第24 意見書案第7号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第24、意見書案第7号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書についての件を議題とします。本件について趣旨説明を求めます。

(「はい」の声)

13番、八木幹男議員。

(13番 八木 幹男議員 登壇)

○13番(八木幹男議員) 朗読をもって、提案に代えさせていただきます。

(意見書案の朗読を省略する)

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第24、意見書案第7号の件を採決します。意見書案第7号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書についての件を決議することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、意見書案第7号の件は決議をすることに決定し、決議書を関係機関に送付することにいたします。

日程第25 議員の派遣について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第25、議員の派遣についての件を議題とします。本件について、地方自治法第100条第13項及び美瑛町議会会議規則第127条の規定に基づき、別紙のとおり議員の派遣をしたいと思えます。

おはかりします。本議会は、別紙のとおり議員の派遣をすることにご異議はありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、別紙のとおり議員の派遣をすることに決定しました。なお、派遣場所等に変更が生じた場合においては、議長において承認をしたいと思えますので、了承願います。

日程第26 所管事務調査の申し出について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第26、所管事務調査の申し出についての件を議題とします。本件について、総務文教常任委員会委員長大坪正明議員、産業経済常任委員会委員長野村祐司議員、議会運営委員会委員長桑谷覺議員から所管事務調査を行うため、閉会中の継続調査の承認を求める申し出が別紙のとおりありました。

おはかりします。本件については、各委員長からの申し出のとおり承認をしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、本件は各委員長の申し出のとおり、承認をすることに決定しました。なお、派遣地、調査事項等に変更が生じた場合には、議長において承認をしたいと思えますので、了承願います。

閉会宣告

○議長（佐藤晴観議員） これをもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。会議を閉じます。令和元年第6回美瑛町議会定例会を閉会します。

閉会挨拶

○議長（佐藤晴観議員） 2日間お疲れさまでございました。無事に、終えることができました。いつもどおり、季節の話ですけど、本当にこれからどんどんと寒くなりますので、体調ご留意されまして、過ごされますこと、そして、自転車の大会迫っております。自転車などでけがを本当にしないように、していただきたいと思いますので。それでは、あとは豊穰の秋を祈念して終わらせていただきます。2日間お疲れさまでした。

午後2時14分 閉会

上記のとおり相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和元年12月13日

美瑛町議会 議長 佐藤 晴 観

議員 穂積 力

議員 八木 幹 男